

『日本英語教育史研究』 投稿規程

1. 投稿資格は、入会后 1 年を経過した会員とする。ただし、編集委員会の依頼による特別寄稿についてはこの限りではない。
2. 本誌の投稿区分は、研究論文と研究ノートとする。研究論文は日本英語教育史の研究に資する新規の内容で、書籍もしくは研究論文、研究ノートとして未発表のものであることが求められる。研究ノートは、先行研究の整理や史資料の紹介、萌芽的課題の提起などを行ったものを指す。なお、国外における英語教育史を対象とした研究であっても、日本英語教育史の研究に示唆を与える内容であれば、これを排除しない。
3. 各号に投稿できるのは、共著の場合を含め、ひとり 2 本までとする。ただし、そのうち第一著者となれるのは 1 本に限られる。
4. 過去に『日本英語教育史研究』に研究論文の掲載が認められたことのない会員は、論文投稿を前提に、事前指導を 1 回に限り受けることができる。その場合、草稿（途中段階も可）を 7 月 10 日までに日本英語教育史学会紀要編集委員会に提出する。研究論文提出時には、事前指導を踏まえていかなる改訂を行ったかを明示した別紙（所定の様式による）を原稿と共に提出することとする。
5. 研究論文および研究ノートの分量は、キーワード、英文アブストラクト、図表等を含めて『日本英語教育史研究』の完成ページ（38 字×28 行）で 20 ページ以内とする。これを超過することが認められることもあるが、その場合も 30 ページを超えることはできない。また、20 ページを超える場合には、分量に応じて別途、印刷経費を自己負担するものとする。
6. 研究論文および研究ノートの提出は、正本・副本各 1 部とし、正本には著者名を明記し、副本には著者名を伏せるものとする。本文についても、著者が分からないよう記述（科研採択番号や謝辞などはマスキング）すること。提出は電子メールへのファイル添付によるものとし、メール本文中に著者名および連絡先メールアドレス、投稿区分（研究論文または研究ノート）を明記することが求められる。電子メールの送受信が困難な場合は、編集委員会に相談すること。

7. 投稿締切りは、毎年9月30日とする。これに遅れた場合には、受理が拒否される。
8. 研究論文および研究ノートは、論文審査委員会の審査を経て、「採択」「修正採択」「修正再審査」「不採択」が決定され、著者に通知される。なお、査読は匿名で行われるため、原則として編集委員会は査読コメントの内容に対する質問等には応じない。
9. 掲載が認められた場合には、審査委員会による指摘等を踏まえて完成原稿を作成し、指定の期限内に電子メールへの添付ファイルにて提出するものとする。その際に、すべての審査コメントに対する対応や修正事項を明記した別紙（所定の様式による）を添付する。審査コメントと無関係の追記等は原則として認めない。
10. 著者による校正は2回とし、変更は字句の修正のみとする。内容を改めた場合には、掲載が拒否される。
11. 抜刷りは30部を学会経費によって作成し、著者（共著の場合は第一著者）に対して無償で提供される。これを超えて抜刷りを希望する場合には実費負担とする。
12. 掲載された論文等の著作権は著者に帰属するが、著作権のうち複製権および公衆送信権の行使については日本英語教育史学会に委託される。
13. 『日本英語教育史研究』に掲載された論文等を他書・他誌に転載する場合には、転載先書名（予定可）・誌名、発行者等の情報を添え、表題を改める場合にはその旨を明らかにして、書面による転載許可願（書式任意）を編集委員会宛てに提出し、その許可を得るものとする。また、転載にあたっては、初出が『日本英語教育史研究』であることを明記し、号数、発行年を記すこととする。
14. 『日本英語教育史研究』に掲載された論文等を機関リポジトリを通じて公開する場合には、書面によって編集委員会に通知するものとする。

付則 本投稿規程の改正は、理事会の議決により、会員総会に報告するものとする。

2016（平成28）年5月14日 一部改正。

2017（平成29）年3月18日 一部改正。

2019（平成31）年3月16日 一部改正。

2024（令和6）年5月18日 一部改正。

2025（令和 7）年4月13日 一部改正。